

入 札 説 明 書

和歌山平野農地防災事業
四箇井出島排水路建設工事

令和 6 年 4 月 26 日

農林水産省近畿農政局

近畿農政局の「和歌山平野農地防災事業 四箇井出島排水路建設工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の中間年度（契約を締結する会計年度の翌年度をいう。）における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）について、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。

支払条件等については、当該説明書19及び現場説明書に示すとおりである。

1 公告日 令和6年4月26日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 近畿農政局長 安東 隆

3 担当部局

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
近畿農政局農村振興部設計課技術審査第1係
TEL 075-451-9161（内線2519）
E-mail kinki_gizyutusinsa@maff.go.jp

4 工事概要等

（1）工事名 和歌山平野農地防災事業
四箇井出島排水路建設工事

（2）工事場所 和歌山県和歌山市出島、栗栖及び松島地内

（3）工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり

（4）工期 令和6年9月25日から令和8年4月17日まで（570日間）（予定）

本工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などが確保できるよう余裕期間制度を活用する工事である。詳細は、特別仕様書に示すとおりである。

（5）本工事は、提出された競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準A型）の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

（6）本工事は、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の工事である。

（7）本工事は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第85条に基づく調査基準価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査(以下、「低入札価格調査」という。)結果の公表及び、監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。

なお、低入札価格調査の結果については、公表するものとする。

- (8) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工確認段階等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の1年間近畿農政局管内直轄の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行工事である。
- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の試行工事である。
- (10) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (11) 本工事は、競争参加者名の公表を落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後に行う工事である。
- (12) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- (13) 電子入札について
- 1) 本工事は、原則として電子入札方式により確認資料の提出・受領に関わる確認及び入札を行うが、手続当初から電子入札方式に寄りがたい場合は、事前に発注者の承諾を得て紙入札方式に変えることができるものとする。（別記様式5によるものとする。）
 - 2) 電子入札方式による手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則的に行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。（別記様式6によるものとする。）
 - 3) 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式による入札を行うものとする。
 - 4) 電子入札方式に係わる運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例」（電子入札センターホームページ：<http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html>）によるものとする。
- (14) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
- (15) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
- (16) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日制による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には、監督職員と協議するものとする。
- (17) 本工事は、週休2日を促進するため、週休2日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて工事成績評定に加点評価を行うとともに、履行実績取組証明書の発行を行う工事である。
- (18) 本工事は、入札書と技術提案書等の提出を同時に行う試行工事である。
- (19) 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の適用

- ① 本工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下、「本方式」という。）の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む）について合意するものとする。
- ② 本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。
- ③ 本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成30年9月21日付け30農振第1860号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。

(20) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(21) 本工事の施工に当たり、1日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合において、1日未満で完了する作業の積算の適用について監督職員と協議し、設計変更することができる。

(22) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(23) 本工事の施工にあたり、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、契約締結後、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運 搬 費：建設機械の運搬費

準 備 費：伐開・除根・除草費

(24) 本工事は、不足する建設資材の調達に要する費用（購入費、輸送費等）について、工事を円滑に実施するため遠隔地から調達せざるを得ない場合において、これらの費用の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で変更契約する試行工事である。

(25) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特別仕様書によることとする。

5 競争参加資格

次に掲げる（１）から（１２）の全ての条件を満たしている者であること。

（１）予決令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）近畿農政局における令和５・６年度一般競争参加資格のうち「土木一式工事」の認定を受けていること。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされて

いる者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争参加資格の再認定を受けていること。

（3）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記（2）の再認定を受けた者を除く。

（4）近畿農政局における令和5・6年度一般競争参加資格のうち「土木一式工事」の一般競争参加の確認の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,250点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、客観点数が1,150点以上であること。（上記（2）の再認定を受けた者にあつては、当該再確認後の客観点数が要件を満足していること。）

（5）施工実績

平成21年4月1日から別表1⑨－1に示す確認資料提出期限日の前日までに元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、共同企業体にあつては、構成員のすべての社が同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。また、共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。

① 同種工事とは「トンネル工事又は管渠推進工事を実施した工事（施工規模は問わない）」とする。

② 当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事に係る実績である場合にあつては、工事成績評定表の評定点が65点未満のものを除く。

（6）配置予定技術者の状況

1）平成21年4月1日から別表1⑨－1に示す確認資料提出期限日の前日までに元請として完成・引渡しが完了した同種工事「トンネル工事又は管渠推進工事を実施した工事（施工規模は問わない）」の施工経験を有すること。また、共同企業体にあつては、構成員のすべての社の各々1人の監理技術者又は主任技術者が同種工事の施工経験を有すること。

なお、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事に係る実績である場合にあつては、工事成績評定表の評定点が65点未満のものを除く。

2）主任技術者又は監理技術者は次に示す資格を有するものとし、専任（受注金額が4,000万円以上の場合を対象。専任期間は20(14)の「配置予定監理技術者等の専任期間」による。）で配置できる者でなければならない。

①主任技術者

1）建設業法第7条第2号イ、ロ又はハの何れかに該当する者であること。

（一級国家資格者、二級国家資格者、実務経験者）

②監理技術者（下請金額4,500万円以上の場合）

1）建設業法第15条第2号イ又はハの何れかに該当する者であること。

（一級国家資格者、国土交通大臣特別認定者）

2）監理技術者資格者証を有する者であること。

ただし、監理技術者資格者証を平成16年3月1日以降に交付されている場合は、監理技術者講習（建設業法第26条第4項で定める国土交通大臣の登録を受けた講習）修了証も有する者であること。

3）配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは入札の締切日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

（7）9（1）に示す技術提案が適正であること。

（8）申請書の提出期限の日から開札時までの期間に、近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領の制定について（平成15年9月1日付け15近総第408号（理）以下「指名停

止等措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 6に示す設計業務等の受注者(受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。))。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(11) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、近畿農政局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

6 設計業務等の受注者等

(1) 5(9)「設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

内外エンジニアリング(株)

(2) 5(9)「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の1)又は2)に該当する者である。

1) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

2) 建設業者の代表権を有する役員が、当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

7 申請書及び確認資料の提出

(1) 支出負担行為担当官は一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、申請書及び確認資料の提出を求める。提出期間までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに支出負担行為担当官が競争参加資格が無いと認めた者は、当該競争に参加することができないものとする。

なお、申請書の提出期限後、電子入札システムにおいて発行される競争参加資格確認申請書受付票は、申請書の受理通知として扱うものとする。

1) 申請書の提出

①電子入札方式の場合

入札説明書に示す別記様式 1-1 (社印必要なし) のみを電子入札方式により提出期間中に送付するものとする。

②紙入札方式の場合

入札説明書に示す別記様式 1-1 (社印必要) のみを提出場所へ提出期間中に持参又は郵送(配達記録が残るものに限る。) すること。ただし、FAXによるものは受け付けない。

③提出期間：別表 1 ①に示す日時

④提出場所：3 の担当部局

⑤提出部数：正 1 部

2) 確認資料の提出

確認資料は別記様式 1-2 により、原則として電子入札方式により、入札書提出時に工事費内訳書と合わせて提出すること。

電子入札方式による場合、申請書(社印必要なし)に加え、確認資料のすべてをZip形式又はLzh形式により圧縮(自己解凍形式は除く。)して提出すること。

ファイル形式は、Microsoft Word、Microsoft Excel、PDFファイルのいずれかで作成し、資料の総容量は10MB以内とする。ただし、技術提案及び参考資料については、Microsoft Word、Microsoft Excelのデータを電子入札方式で提出すること。

総容量が10MBを超える場合は、申請書(社印必要)に加え、確認資料のすべてを提出期間内に必着で郵送(配達記録が残るものに限る)又は持参すること。ただし、郵送又は持参した場合でも、申請書のみを電子入札方式により提出期間内に提出すること。

なお、競争参加資格の確認は提出期限日以降に行うことから、持参等で確認資料を提出する場合においても内容の確認を行わず受領のみとする。

①提出期間：別表 1 ⑨-1 に示す日時

②提出場所：3 の担当部局

③提出部数：正 1 部

(2) 申請書は別記様式 1-1、確認資料は別記様式 1-2 を用いて作成すること。

(3) 5 (5) 施工実績及び5 (6) 施工経験の確認を行うに当たっては、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種の工事の施工実績をもって行う。

(4) 「確認資料」は、次に従い作成すること。

施工実績及び配置予定技術者の同種工事の実績について以下の点について記載することとし、同種工事に係る契約書(特別仕様書、工事数量表、図面等の資料含む。)の写し、配置予定技術者の状況で示す資格を証明する書類として資格者証等の写しを提出すること。

なお、契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、受注者を確認できる部分のみでよい。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は、同システムの写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

また、同種工事が地方農政局の発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

1) 施工実績

5 (5) に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を、別記様式 2 に記載する。(1 件でよい。)

2) 配置予定技術者

① 5 (6) に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び同種工事

の経験（１件でよい。）を別記様式３に、申請時における他の工事の従事状況等を別記様式４に記載する。

なお、確認資料の提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。また、同一の技術者を複数の工事に重複して配置予定とすることは差し支えないものとする。ただし、確認資料の提出時に同一の技術者を重複して複数工事に配置予定する場合は、他の工事への申請状況を別記様式４に記載する。また、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに競争参加資格の確認の申請の取下げ又は入札の辞退を行わなければならない。これらの行為を行わず入札した者については、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

- ②「同種工事の経験」とは、着手から竣工までの一貫した経験を原則とする。これ以外の場合、同種工事で定義する工種、構造及び施工規模を配置予定技術者が担当したことを証するため、工程表など配置予定技術者の経験を判断できる資料を提出すること。
- ③本工事の施工に当たり、配置予定技術者は専任（受注金額が4,000万円以上の場合を対象。専任期間は20(14)「配置予定監理技術者等の専任期間」による。）で配置するものとし、記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合に限る。
- ④落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

3) 技術提案

技術提案は9（１）に示すとおりで、別記様式－提案１及び別記様式－提案２に記載し提出すること。

4) 企業評価（ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況）

- ①ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況を確認するため、申請書に加えて、別添様式１又は様式２を提出すること。
- ②認定通知書の写し又は行動計画届出書の写しを添付すること。
（外国法人については、内閣府による認定等相当確認通知書の写しにより確認する。）

5) 企業評価（賃上げの実施を表明した企業等）

- ①評価項目「賃上げの実施を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者は、別紙１の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。
- ②本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別紙２の１又は別紙２の２の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」（別紙３）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙４）の提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙３）の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別紙３の「合計額」とする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙４）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「○Ａ 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、暦年単位の場合は別紙４の「支払金額」とする。

- ③上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等に賃上げ実績を確認した旨の書類等が提出された場合には、このことをもって上記書類による賃上げ実績の確認に代えることがで

きる。

- ④なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。

共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

- ⑤減点の割合は、当該入札における加点に1点を加えた点を減点するものとする。

- (5) 7(1)に示す受理通知後に入札を辞退又は行わなかった場合、入札心得に示すとおり申し出なければならない。

また、入札心得に示す入札辞退届とは別に辞退理由を別記様式8により、上記3に記載の担当部局へ別表1⑨-3に示す日時までに郵送若しくは持参により提出すること。

- (6) その他

- 1) 確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 支出負担行為担当官は、提出された確認資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- 3) 提出された確認資料は、返却しない。
- 4) 提出期限以降における確認資料の差し替え及び再提出は特別な理由がない限り認めない。
- 5) 確認資料に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格がないものとするとともに、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- 6) 確認資料に関する問い合わせ先
3の担当部局に同じ

8 競争参加資格の確認

- (1) 支出負担行為担当官は、申請書及び確認資料の提出者の競争参加資格の有無について、確認資料の提出期限の日をもって確認を行うものとする。
- (2) 申請書及び確認資料の提出者が5(2)の確認を受けていない場合において、競争参加資格のうち5(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札時において5(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。
- (3) 5(8)の指名停止については、申請書の提出期限の日から競争参加資格の確認を行う日までのすべての期間について確認するものとする。
- (4) 競争参加資格の確認の結果は、別表1④に示す期日までに、電子入札方式により競争参加資格の確認結果を通知する。
- (5) 競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けた場合、競争参加資格の確認の通知を取り消し、競争参加資格がないと認めたことを通知する。

9 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 評価の基準

1) 施工体制評価点 30 点

評価項目	評価基準	配点	評価点数
品質確保の実効性	工事の品質管理に関する適切な体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質がより確実に実現できると認められる場合。	15	15
	工事の品質管理に関する適切な体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質が実現できると認められる場合。	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案をより確実に実現できると認められる場合。	15	15
	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案を実現できると認められる場合。	5	
	その他	0	

2) 加算点（技術提案・企業評価） 50 点

評価項目	評価基準	配点	評価点数
【技術提案】（※1）			50.0
発注者が指定した施工上の課題への対応について 【課題①】夜間施工時の発進立坑部における騒音・振動等、周辺生活環境の影響への配慮について	課題の背景を十分に理解し、現況施設の状況、地質、その他地域特性等の現地条件を十分踏まえた最も優れた創意工夫が見られ、かつ最も効果が期待できる。	25.0	
	課題の背景を理解し、現況施設の状況、地質、その他地域特性等の現地特性を踏まえた創意工夫が見られ、かつ効果が期待できる。	24.0	
	適切である。	1.0	
	適切である。	0.0	
	不適切である。	欠格	
発注者が指定した施工上の課題への対応について 【課題②】シールド施工区間における確実な線形管理に係る工夫について	課題の背景を十分に理解し、現況施設の状況、地質、その他地域特性等の現地条件を十分踏まえた最も優れた創意工夫が見られ、かつ最も効果が期待できる。	25.0	
	課題の背景を理解し、現況施設の状況、地質、その他地域特性等の現地特性を踏まえた創意工夫が見られ、かつ効果が期待できる。	24.0	
	適切である。	1.0	
	適切である。	0.0	
	不適切である。	欠格	
【企業評価】			4.0
ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等	次に掲げる何れかの認定等を受けている。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号（以下「女性活躍推進法」という。））に基づく認定等（え	1.0	

評価項目	評価基準	配点	評価点数
	るぼし・プラチナえるぼし認定企業等) ※ 2 (1) ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号（以下「次世代法」という。））に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業） ※ 2 (2) ・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号（以下「若者雇用促進法」という。））に基づく認定（ユースエール認定企業） ※ 2 (3)		
賃上げの実施を表明した企業	令和6年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和6年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること 【大企業】 ※ 3	3.0	
	令和6年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和6年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること 【中小企業等】 ※ 3		

※ 1 技術提案の評価方法は相対評価により実施する。

※ 2 ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等

- (1) 女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく認定を受けている企業（第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。
- (2) 次世代法第13条又は第15条の2の規定に基づく認定を受けている企業。
- (3) 若者雇用促進法第15条の規定に基づく認定を受けている企業。

※ 3 賃上げの実施を表明した企業等

大企業又は中小企業等のどちらに該当するかは、中小企業等は法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者（ただし、同条第6項に該当する者は除く。）とし、大企業は中小企業等以外の者とする。

(2) 総合評価の方法

- 1) 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点（技術提案＋企業評価）」の最高点を50点とする。
- 2) 「施工体制評価点」の算出方法は、上記9(1)1) 評価項目（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）について評価し、施工体制評価点を与える。
- 3) 「加算点」の算出方法は、上記9(1)2) 加算点（技術提案・企業評価）について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に、加算点の最高50点を評価点数の最高点（満点）54点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。

$$\{ \text{加算点} = \text{評価点数の合計値} \times (\text{加算点の最高点} 50 \text{点} / \text{評価点数の最高点} 54 \text{点}) \}$$
- 4) 価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式(施工体制確認型)は、入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（ $\{ \text{標準点} + \text{施工体制評価点} + \text{加算点} \} / \text{入札価格}$ 、以下「評価値」）

という) により行う。

- 5) 「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、10(4)により「加算点」についても減じる措置を行う。(計算式：開札後の評価点＝審査の結果得られた施工体制評価点／30点×審査の結果得られた加算点)

6) 技術提案書等の審査

ア. 技術提案の課題の背景については[別添1]及び[別添2]に示すとおりである。

イ. 課題に対する提案にあたっては、複数行為の組み合わせによって効果を期待する提案を行うことを妨げないが、下記ウに示す事項を留意の上、提案内容を明確に記載するものとする。

ウ. 技術提案にあたっての留意点

a. 技術提案については、別記様式－提案1及び別記様式－提案2により「目的」、「具体的な行為」、「期待される効果」、「実施にあたっての履行確認方法」を記載する。

b. 記載方法に関する事項

【技術提案】

(1) 技術提案は(別記様式－提案1及び別記様式－提案2)に文字のみで記載することとし、記載された内容のみを評価する。

(2) 技術提案の枚数は、1課題でA4版1枚とし、文字ポイントは12.0とする。

(3) 枠内に記載する1行あたりの文字数は全角で40文字、行数は24行とし、枠、行間、文字間隔等の大きさは変更しないこと。(各項目毎の行数の上限は、目的は2行、具体的な行為は10行、期待される効果は10行、実施にあたっての履行確認方法は2行とし、項目毎の行数の上限を超えないようにすること。)

また、【具体的な行為】は①, ②, ③・・・のように箇条書きとし、一つの箇条書きの中に記載できる行為は原則1つとする。行の途中であっても次の番号を詰めて記載せず、番号は文頭に持ってくること。

(4) 上記(1)～(3)を遵守しないとみなされる提案は評価しない場合がある。

(5) 技術提案には理解を助けるための図表、写真等の参考資料を添付することができるが、参考資料は評価の対象としない。

(6) 参考資料の枚数は、1課題でA4版縦1枚とする。

(7) 文頭スペースは1文字としてカウントする。カタカナは全角とし、英文字や数字、記号を半角とする場合、半角2文字で1文字とカウントする。また、半角を使うことにより所定の文字数をオーバーする場合、途中で改行すること。

c. 以下の提案については評価しないものとする。

- ・一定の効果は認められるがその効果が軽微なもの
- ・使用する資材の素材、規格、数量や施工箇所・範囲などが不明確な提案
- ・他機関及び他工事との協議・調整が必要となる提案、又はそのおそれがある提案
- ・求めるテーマ・課題の趣旨・目的に沿っていない提案
- ・別に定めるオーバースペックと評価される提案
- ・上記ウ. a. の記載が不明確な提案

(3) 落札者の決定方法

1) 入札参加者の「評価値」が最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

①入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

②技術提案が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、評価値が、標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」という。)を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、落札の条件①及び②を満たす者かつ適切な「入札価格」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

- 2) 上記1)において、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、別紙1のとおり予決令第86条の調査を行うものとする。

(4) 評価内容の担保

- 1) 実際の施工に関しては、技術提案に記載された内容により施工するものとし、工事完了後に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合は、下記の取扱いを行う。

- ① 近畿農政局工事等評定実施要領に基づき、工事成績評定を未実施の評価項目ごとに3点を減ずる。
- ② 次の式により違約金を算定し、受注者に請求を行う。違約金は、当初契約金額の10%を上限とする。

違約金 = (D-C) × 減点1点あたりの単価※

※減点1点あたりの単価 = A / (B+D)

A: 当初入札金額

B: 標準点 = 100点

C: 評価項目完成時評定による加算点 + 施工体制評価点

D: 当初入札時に提示した技術提案による加算点 + 施工体制評価点

10 施工体制確認のためのヒアリングの実施及び追加資料の提出

- (1) 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）について、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して、開札後速やかにヒアリングを実施する。

なお、入札参加者の申込みに係る価格（VE提案の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を下記（3）の資料において明らかにしたときは、コスト縮減金額として近畿農政局長が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）が品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用の項目毎の金額に、直接工事費については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費等については30%をそれぞれ乗じて得た金額の合計に100分の110を乗じて得た金額をいう。）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。

(2) ヒアリングに関する連絡

ヒアリングの日時等詳細については、開札の後、別表1⑩に示す日時までにヒアリング対象者に対して連絡する。なお、予定価格を超過した入札参加者には連絡は行わない。

ヒアリングの場所：近畿農政局農村振興部 会議室

(3) ヒアリングに関する資料

ア 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格（「別紙1」のAの1を参照。）に満たない者の他、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認められる事情がある者に対しては、ヒアリングのための追加資料（追加資料様式1～様式11）（「別紙1」のAの2参照。）の提出を求める。（ただし、様式11はコスト縮減を申し出る者のみとする。）

追加資料を提出すべき旨の連絡は、上記（2）の連絡の際に併せて連絡するものとし、その提出は、別表1⑩に示す日時までに行うものとする。

また、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下の場合は、必要に応じて追加資料の提出を求め施工体制を確認する場合がある。

調査基準価格（「別紙1」のAの1を参照。）に満たないものに対しては、開札の後、速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める場合がある。この際に、追加資料の提出の意向のない者については、追加資料の提出を行わない旨の書面（別記様式9）を別表

1 ⑫に示す日時までに、電子メールにて提出するものとする。

なお、追加資料の提出を行わない旨の提出があった者は、入札を無効として取り扱うものとする。なお、追加資料を提出しない理由により、不利益な取り扱いを受けることはない。

イ 入札参加者のうち、申し込みに係る価格が調査基準価格以上の者については、「施工体制確認票（別記様式10）」を別表1 ⑬に示す日時までに電子メールにより提出し、それをもってヒアリングに代えることがある。詳細については、上記（2）の連絡の際に併せて連絡する。

（4）その他

追加資料の修正及び再提出は認めない。

また、その記載内容が適正でない（未記載、未定を含む）場合は、入札を無効とする。

ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含めるものとし、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とすること。上記（3）の手続きを行わずに追加資料の提出を行わない場合又はヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

ヒアリングの結果、「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「施工体制評価点」の得点割合に応じて、「加算点」を減じる措置を行う。（計算式：施工体制評価後の加算点＝審査の結果得られた施工体制評価点／30点×「9（2）3」により得られた加算点）

11 入札説明書に対する質問

（1）入札説明書に対する質問（技術提案に関する質問も含む）がある場合は、次に従い、電子メールにて提出すること。様式は、現場説明書の別紙様式5（Microsoft Excel）を使用すること。

ただし、見積条件等に関する質問は除く。

1）提出期間：別表1 ②に示す日時

2）提出場所：3の担当部局に同じ

3）提出方法：電子メールにより提出するものとし、受信確認をもって受け付けたこととする。なお、これ以外の方法によるものは受け付けない。

4）回答方法：質問を受け付けた日から7日（この日数には休日を含まない。）以内に電子入札システムにより行う。

（2）見積条件等に関する質問については、7（1）に示す申請書の受理通知後に受け付けるものとする。提出方法については電子入札システムにより別途連絡する。

12 総合評価方式における技術提案の採否並びに採否等の通知に関する問い合わせ

（1）技術提案の採否については、8（4）に掲げる競争参加資格の確認結果の通知をもって技術提案を適正と認めることとするが、入札参加者は不明な点があれば別記様式11に質問の内容を記し、別表1 ⑤に示す期間に、3の担当部局へ電子メールにより問い合わせることができる。

（2）担当部局は、上記（1）の問い合わせがあった場合には、別表1 ⑥に示す期日までに当該問い合わせをした者に対し、電子メールにより説明する。

（3）入札参加者は、上記（1）の問い合わせに加えて、落札者の決定の通知日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日を含まない）に、面談等による説明を求めることができる。その際の連絡先は、3の担当部局とする。

なお、上記（1）の問い合わせをしなかった入札参加者であっても、この期間に面談等による説明を求めることができる。

13 苦情申立

(1) 8(4)の競争参加資格の確認の結果通知により競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、通知を受けた日の翌日から起算して7日(この日数には休日を含まない。)以内に書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

1) 提出場所: 3の担当部局に同じ

2) 提出時間: 行政機関の休日を除く、毎日午前9時から12時、午後1時から午後5時まで

(2) 支出負担行為担当官は、前記の説明を求められたときは、説明を求める書面を受け取った日から7日(行政機関の休日を除く。)以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

14 再苦情申立

(1) 13(2)の回答において、競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、同回答書を受け取った日から7日(行政機関の休日を除く。)以内に、書面により近畿農政局長に対して再苦情の申立を行うことができる。

再苦情申立については、入札監視委員会が審議を行う。

(2) 再苦情申立の受付窓口及び受付時間

1) 受付窓口 近畿農政局総務課監査官

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

TEL 075-451-9166

2) 受付時間 午前9時から12時、午後1時から午後5時まで

(3) 再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先

上記(2)に同じ

15 入札手続等

(1) 入札は、原則として電子入札方式で行う。ただし、紙入札方式の承諾を得た者は、持参による入札を認める。

なお、入札書の提出期限、場所及び方法は、次のとおりである。

① 電子入札方式による入札の締め切りは、別表1⑨-2に示す日時

② 紙入札により持参する場合は、別表1⑨-2に示す日時まで

近畿農政局 入札室にて入札。郵送及びFAXによる入札は認めない。

入札書を持参する場合は、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状も持参すること。

提出場所: 〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

近畿農政局会計課事業経理調整係

TEL 075-366-2441

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札方式、紙入札方式により混雑する場合があるため、発注者

から指示する。開札時間から30分後には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。再開処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば発注者から連絡する。

(4) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

1) 工事費内訳書の提出方法

入札参加者は、押印（電子入札方式により工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならない、契約担当官又は支出負担行為担当官（分任官、代理官、及びこれらの者の補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

また、工事費内訳書が下表各項に掲げる場合に該当するものについては、近畿農政局競争契約入札心得第7条11号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

(別表)

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	工事費内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の工事費内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	工事費内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システム等により工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	工事費内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の工事費内訳書が添付されている場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	工事費内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

① 電子入札方式の場合

工事費内訳書は、農林水産省電子入札システムのホームページからダウンロードした工事費内訳書作成ツールを用い、同ホームページからダウンロードした当該工事の工事費内訳書雛形データにより作成するものとする。提出は、第1回の入札時に電子入札方式により送信すること。その他の方法によるものは受け付けない。

② 紙入札方式の場合

工事費内訳書は、農林水産省電子入札システムのホームページからダウンロードした工事費内訳書作成ツールを用い、競争参加資格の確認通知とともに交付した資料の中の工事費内訳書雛形の様式で作成するものとし、第1回の入札時に提出（CD-R + 紙）すること。その他の方法によるものは受け付けない。

2) 工事費内訳書は、返却しない。

また、工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(5) 同一技術者を複数工事に配置した場合の落札決定について

施工体制確認型総合評価落札方式及び特別重点調査の対象工事においては、入札後に施工体制及び特別重点調査のヒアリングを経て落札者決定を行うこととなり、同一の技術者を重複して複数工事に配置予定している場合の落札者の決定等については、次により行う。

- 1) 入札後のヒアリングに伴う入札保留期間中に別件工事の入札参加は認める。
- 2) 最初に落札者となった工事（開札状況等により開札順とならない場合がある。）と契約締結する。
- 3) それ以降の工事については配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札無効及び入札辞退とする。（入札済みのものは発注者側にて入札無効として扱い、入札前のものは入札参加者より入札辞退を行う。ただし、入札済みで且つ近畿農政局管内直轄工事以外の工事を受注したことにより配置予定技術者を配置することができなくなった場合はその旨発注者側に申し出るものとする。なお、入札辞退を行わず入札した者については、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うものとする。）

16 入札の無効

本公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに近畿農政局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者その他開札時点において5に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

17 開札の日時及び場所

(1) 日時：別表1⑨－3に示す日時

(2) 場所：近畿農政局 入札室

18 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：納付（保管金の取扱店 日本銀行京都支店）

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行京都支店）又は銀行等の保証（取扱官庁 近畿農政局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。

また、入札保証保険契約の締結を行い又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

入札保証金の金額、利付国債の総額、金融機関の保証に係る保証金額及び保険会社との入札保証保険に係る保険金額は、見積金額の100分の5以上とする。

ア) 提出期間：別表1⑦に示す日時の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から12時午後1時から5時まで。

イ) 提出場所：〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
近畿農政局会計課事業経理調整係
TEL 075-366-2441

ウ) 提出方法：入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）の提出は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着。）することにより行うものとする。

エ) 保証期間：別表1⑧に示す日時

オ) その他：入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

カ) 次の場合については、入札を無効とする。

① 期限までに入札保証金の納付等を行わない場合

② 書類を提出しない場合

③ 入札保証金の金額、入札保証金に代わる担保に係る金額、又は保険会社との入札保証保険に係る保険金額が、入札金額（税込み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の5に満たない者

④ 金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない場合

⑤ 金融機関等の契約保証の保証金額が入札金額（税込み）の100分の10（特例政令第3条第1項の適用対象工事については、100分の30）に満たない場合。

（2）契約保証金：納付。額は、請負代金額の10分の1以上。ただし、予決令第86条に規定する調査を受けた者にかかる契約保証金の額は、請負代金額の10分の3以上。（保管金の取扱店 日本銀行京都支店）。

なお、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行京都支店）又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁 近畿農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

19 支払条件

下表のとおりとし、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、契約を変更するものとする。

（1）中間前金払を選択した場合

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 6	あり（令和6年度と令和7年度の出来高予定額の合計の40%以内とする。）	あり	あり（1回） 年度末部分払
R 7	あり	あり	あり（1回） 年度末部分払
R 8	あり	あり	なし

（2）中間前金払を選択しない場合

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 6	あり（令和6年度と令和7年度の出来高予定額の合計の40%以内とする。）	なし	あり（2回） うち1回は年度末部分払
R 7	あり	なし	あり（2回） うち1回は年度末部分払
R 8	あり	なし	あり（1回）

20 その他

（1）入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）契約書作成の要否

別冊契約書案により、契約書を作成する。

（3）手続における交渉の有無

無

- (4) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

- (5) 関連情報を入手するための照会窓口

3の担当部局に同じ

- (6) 現場説明会は、実施しない。現場説明会に代わる書類として必要なものは、競争参加資格の確認通知日に併せて以下により交付するので、入札参加者は交付を受けたうえで入札に参加するものとする。

ア 電子入札方式の場合

電子入札方式により交付する。

イ 紙入札方式の場合

紙入札者に対しては、競争参加資格の確認通知と併せて郵送により交付する。

- (7) 入札参加者は、別冊近畿農政局入札心得及び別冊契約書案を熟読し、近畿農政局入札心得を遵守すること。

- (8) 契約締結後のV E提案

1) 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係わる設計図書の変更について、発注者に提案（以下「V E提案」という。）することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書による。

2) V E提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

3) 発注者がV E提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもV E提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。

- (9) 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策

開札の結果、低入札価格調査（「別紙1」のB参照。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年4月25日付け18農振第177号 農村振興局整備部長名）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

- 1) 監督体制の強化等

- ①施工体制の点検

施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、現場管理費、一般管理費等の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認する場合がある。

さらに、「施工段階における確認マニュアル（一部改正）」（平成26年3月28日付け事務連絡 農村振興局設計課施工企画調整室長名）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。

なお、事前通告をしないで点検することがある。

- ②下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請け契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。

なお、事前通告をしないで点検することがある。

③受注者側技術員の増員について

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、受注者は近畿農政局管内直轄工事において、本入札公告を行った日から過去2年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任（監理）技術者と同等の要件を満たす別の技術者1名を専任で現場に配置させることとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。

なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

- 1) 工事成績 70 点未満の評定を通知された者。
- 2) 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- 3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は支出負担行為担当官もしくは監督職員から書面による警告もしくは注意の喚起を受けた者。
- 4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

(10) 低入札価格調査対象工事に係る対策について

- 1) 対象工事について、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成 18 年 4 月 25 日 18 農振第 177 号 農村振興局整備部長名）で示す次の①～③段階において、監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ 2) 及び 3) に示す対策を講ずる。

- ① 施工確認段階
- ② 施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）
- ③ 下請け契約状況調査における下請け支払いの実態把握段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

- 2) 上記 1) に示す文書指示を受けた場合、以降の 1 年間に於いて近畿農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点を減点（加算点（企業評価＋技術者評価）を 50% マイナス）する。

- 3) 上記 1) に示す文書指示の回数が 2 回に達した場合、対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、近畿農政局管内の別の新規工事における入札参加制限を講ずる。

ただし、対象工事が 2 箇年以上にまたがる工事については、文書指示が 2 回累積した日から 1 年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。

- 4) 対象工事の工事成績が 65 点未満の場合、評定通知日から 1 年間、上記 2) と同様の措置を講ずる。

- 5) 低入札工事に対して、下請け業者との契約状況、下請け代金の支払い状況等改善が必要と認められる場合には、必要に応じ関係機関へ通報するとともに、関係機関と連携して対策を講ずることがある。

(11) 工事の施工効率向上対策について

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項を十分に理解のうえ、対応するものとする。

- 1) 工事円滑化会議（工事契約後）

工事契約後に、受発注者間で、設計の考え方等を共有することにより、円滑な工事着手を図る。

- 2) 工事円滑化会議（工事着手時）

工事着手時および新工種発生時等において、受発注者が施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る。

- 3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、受注者と発注者が高いレベルで確認する。

- 4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて受注者と発注者が対応方針の協議・確認を行う。

(12) 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等

- ① 受注者は、下請契約を締結する工事において、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負人とししない。
- ② 受注者と直接下請契約を締結する下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、特別の事情があると認められなかった場合又は特別の事情があると認められたにもかかわらず、受注者が期間内に確認書類を提出しなかった場合には、受注者に対して次の措置を講ずるものとする。
 - ア 近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。
 - イ 近畿農政局工事等評定実施要領に基づく工事成績評定等の減点を行う。
 - ウ 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額を発注者に支払わなければならない。
- ③ ②に掲げる下請負人以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、特別の事情があると認められなかった場合、かつ、受注者が期間内に確認書類を提出しなかった場合には、受注者に対して次の措置を講じるものとする。
 - ア 近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。
 - イ 近畿農政局工事等評定実施要領に基づく工事成績評定等の減点を行う。
 - ウ 当該社会保険等未加入業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者に支払わなければならない。

(13) 配置予定監理技術者等の確認

落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる以下の資料を提出すること。

建設業法施行規則第3条に定める専任技術者証明書（写）（様式第八号（1）、又は、様式第八号（2）（建設業の許可の更新後に専任技術者の変更があった場合は、該当する者が記載された様式第八号（1）を含む。））。

(14) 配置予定監理技術者等の専任期間

配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者。以下同じ）の工事現場への専任期間は契約工期を基本とするが、契約工期内であっても次に掲げる期間については、配置予定技術者の工事現場への専任は要しない。次に掲げる期間は、いずれの場合も、設計図書もしくは打合せ簿等の書面により明確にするものとする。

- 1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）。

現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めるものとする。

- 2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査、かんがい期の通水等により、工事を全面的に一時中止している期間。
- 3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機・配電盤の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。

また、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、監理技術者等がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

- 4) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。

検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

(15) 設計等業務報告書の情報提供について

技術提案書等の資料作成にあたり、本工事に関連する以下に示す設計等業務報告書について、情報提供することができる。

提供期間については、別表 1 ③に示す日時までとするので、提供を希望する場合は 3 の担当部局に事前に電子メールにより連絡すること。

提供の方法は、大容量ファイル転送システムにより提供する。なお、貸与する報告書については、確認資料の作成以外の目的に用いてはならない。

設 計 等 業 務 名	数 量
令和 4 年度 和歌山平野農地防災事業 出島支線水路実施設計業務	1 式

(16) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

(17) その他の事項

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

(18) その他

1) 当該手続等についての問合せ先

3 の担当部局に同じ。

2) 電子入札方式についての問合せ先

農林水産省 電子入札ヘルプデスク

TEL：048-254-6031（代表） FAX：048-254-6041 Email：help@maff-ebic.go.jp

質問のメールを送信する際には、会社名（機関名）、部署名、役職、氏名、連絡先を記入のこと。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページをご覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。
- 3 本工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（令和 5 年 9 月）」に基づき実施するものとします。「近畿農政局土木工事共通事項書」は、近畿農政局ホームページに掲載しておりますので、以下の URL から入手して頂きますようお願いいたします。

近畿農政局土木工事共通事項書 掲載 URL

https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html

別表 1 本入札手続きに係る期間等

①	申請書の提出期間	令和 6 年 4 月 26 日から令和 6 年 5 月 20 日まで の行政機関の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで
②	入札説明書に対する質問の 受領期間	令和 6 年 4 月 26 日から令和 6 年 5 月 9 日まで の行政機関の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで
③	設計業務報告書の情報提供 期間	令和 6 年 4 月 26 日から令和 6 年 6 月 20 日まで の行政機関の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで
④	競争参加資格の確認結果の 通知日	令和 6 年 7 月 10 日 予定
⑤	技術提案書の採否等の通知 に関する問い合わせ期間	令和 6 年 7 月 10 日から令和 6 年 7 月 22 日まで の行政機関の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで
⑥	技術提案書の採否等の通知 に関する回答期限	令和 6 年 7 月 30 日まで
⑦	入札保証金の納付等に係る 書類の提出期間	令和 6 年 7 月 10 日から令和 6 年 7 月 30 日まで の行政機関の休日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで
⑧	入札保証金の納付等に係る 書類の保証期間	令和 6 年 9 月 10 日まで
⑨-1	確認資料の提出期間	令和 6 年 6 月 18 日から令和 6 年 6 月 20 日まで の行政機関の休日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで
⑨-2	入札書の提出期間	令和 6 年 6 月 18 日から令和 6 年 6 月 20 日まで の行政機関の休日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで
⑨-3	入札（開札）日時	令和 6 年 7 月 31 日 午後 1 時 30 分
⑩	施工体制確認等のためのヒ アリング等の連絡日	令和 6 年 7 月 31 日 午後 5 時まで
⑪	施工体制確認のための追加 資料提出の期限日	令和 6 年 8 月 5 日 午後 5 時まで
⑫	施工体制確認のための追加 資料の提出を行わない旨の 書面提出期限日	令和 6 年 8 月 2 日 午後 1 時まで
⑬	施工体制確認票の提出期限 日	令和 6 年 8 月 2 日 午後 1 時まで

※「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 条）第 1 条に規定する行政機関の休日をいう。

[別 紙 1]

A 施工体制確認のための追加資料等について

1 調査基準価格

調査基準価格は、土木工事及び調査業務において次のとおりそれぞれ算出した額を合算した額とする。

【土木工事における調査基準価格】

調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の①～⑤に掲げる額に、100分の110を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- ⑤ 一括計上価格の額に10分の10を乗じて得た額

【調査業務における調査基準価格】

調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の①～④に掲げる額に、100分の110を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

- ① 直接調査費の額に10分の10を乗じて得た額
- ② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

2 ヒアリングのための追加資料

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格に満たないときは、様式1～様式11までのすべての提出を求めるものとする。

なお、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下の場合には、必要に応じて追加資料の提出を求め、施工体制を確認する場合がある。

また、VE提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となる場合については、様式11によりコスト縮減額の算定根拠を提出するものとし、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。

[追加資料様式]

様式1	施工体制台帳
様式2	資材購入予定先一覧
様式3	機械リース元一覧
様式4-1	労務者の確保計画
様式4-2	工種別労務者配置計画
様式5	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
様式6	配置予定技術者名簿
様式7-1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
様式7-2	品質確保体制（品質管理計画書）
様式7-3	品質確保体制（出来形管理計画書）
様式8-1	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
様式8-2	安全衛生管理体制（点検計画）
様式9	建設副産物の搬出地
様式10	下請予定業者等一覧表

様式11 V E提案等によるコスト縮減額調書

施工体制確認のための追加資料様式（様式1～11）は、近畿農政局ホームページの「施工体制確認のための追加資料様式（入札価格が調査基準価格未満の者）」に掲示している。

(<http://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikai/order/index.html>)

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書（施工計画等）、本文9の施工体制確認のためのヒアリング、上記2の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。なお、追加資料の提出を求められた者が上記2の追加資料様式1～様式11まで提出しない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがあることに留意すること。

（1）入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

（2）品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

また、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下で、必要に応じて追加資料を求めた場合は、下記の審査項目に関する体制が構築されると認められる場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算方式で付与する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算方式で付与する。特に、品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目の金額に、直接工事費については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じて得た金額の合計に100分の110を乗じて得た金額をいう。）に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り加点する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受け入れの対応を確実に行うことが可能と認められるか。（様式9）
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか。（様式8-1～8-2）
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか。（様式7-1～7-3）

（3）施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

また、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下で、必要に応じて追加資料を求めた場合は、下記の審査項目に関する体制が構築されると認め

られる場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算方式で付与する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記 1 の調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算方式で付与する。特に、品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り加点する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。（様式 1、10）
- ② 提出された施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。（様式 2～5）
- ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか。（様式 6）

B 予算決算及び会計令第86条の調査について

1 調査基準価格未満の者に対する調査

入札参加者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格（「別紙1」のAの1参照）に満たない者に対しては、調査のための追加資料（様式1～12）の提出を求める。

なお、入札参加者の申込みに係る価格が「2 特別重点調査」の（1）に該当する場合は、コスト縮減金額によらず調査を特に重点的に行う。

2 特別重点調査

- （1）本調査は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たない者に対し、上記（1）に代えて行う。

費目	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
率	90%	80%	80%	30%

- （2）この場合には、上記1において提出を求める追加資料（様式－1～12）に変えて、特別重点調査のための追加資料（重点調査様式1～様式16）及び添付資料の提出を求める。

- （3）入札参加者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約の内容に適合した履行がされないと認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該入札参加者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

なお、当該入札参加者は、前記資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類を併せて提出できる。

- （4）上記（2）の重点調査追加資料等の受領後、速やかに入札参加者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）からヒアリングを行い、入札参加者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

なお、ヒアリングの日時及び場所は対象となる者に追って通知する。

- （5）重点調査追加資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。

ただし、重点調査追加資料等及び事情聴取の内容により、支出負担行為担当官が必要と認め、入札参加者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付資料を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

なお、教示を踏まえた重点調査追加資料等の再提出は、原則として1回に限る。

- （6）入札参加者が虚偽の資料提出もしくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は（8）に記載する重点的な監督の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）、支出負担行為担当官は、次に掲げる措置を講じるものとする

① 当該工事の成績評定に厳格に反映する。

② 過去5年以内に上記①の措置を受けたことがあるなど、悪質性が高い者に対しては、指名停止等措置要領の別表第2により指名停止を行う。

- （7）重点調査追加資料様式14（誓約書）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報その他特別重点調査で提出のあった資料を建設業許可部局に対し通報するとともに、その者に関する情報、見積りによる施工費用の額等を近畿農政局ホームページにおいて公表する。

なお、特別重点調査の結果を公表する場合がある。

- （8）特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、以下の措置を講じる。

① 「工事現場等における施工体制の点検要領の制定について」（平成13年4月27日付け13経第180号大臣官房経理課長通知）の5(4)により行う施工体制台帳の点検の前段として、施工体制台帳提出時にその施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、さらに施工体制台帳の記載内容が特別重点調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

② 土木工事等共通仕様書等に基づき提出させる施工計画書の内容のヒアリングを必ず

行うこととし、さらに施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

- (9) 特別重点調査は、最低の価格をもって入札した者のほか、(1)の基準に該当する複数の者について並行して行うことがある。この場合、調査の対象者はこれに協力しなければならない。
- (10) 上記(2)の追加資料を提出期限までに提出しない場合又は(4)のヒアリングに応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、近畿農政局競争契約入札心得に違反するものとして入札を無効とする。
- (11) 特別重点調査において、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注する意思を示した入札者がある場合は、公正取引委員会にその意思を示した入札者に関する情報、その見積もった施工費用の額、様式14による誓約書など関係情報の通報を行う。

3 調査基準価格以上の者に対する調査

上記1及び2以外の入札参加者についても、ヒアリングのための追加資料の提出を求めることがある。

4 追加資料様式

様式－1	当該価格で入札した理由
様式－2	入札金額の積算内訳
様式－3	手持ち工事の状況
様式－4	配置予定技術者名簿
様式－5	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
様式－6	手持ち資材の状況
様式－7	資材購入先一覧表
様式－8	手持ち機械の状況
様式－9	労務者の確保計画
様式－10	工種別労務者配置計画
様式－11	経営内容
様式－12	建設副産物の搬出地

予算決算及び会計令第86条の調査のための追加資料様式(様式1～12)は、近畿農政局ホームページの「予算決算及び会計令第86条の調査のための追加資料様式(入札価格が調査基準価格未満の者)」に掲示している。

(<http://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html>)

5 重点調査様式

様式1	当該価格で入札した理由
様式2－1	積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書①
様式2－2	内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書②
様式2－3	一般管理費等の内訳書
様式3	下請予定業者等一覧表
様式4	配置予定技術者名簿
様式5－1	手持ち工事の状況(対象工事現場付近)
様式5－2	手持ち工事の状況(対象工事関連)
様式6	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
様式7－1	手持ち資材の状況
様式7－2	資材購入予定先一覧
様式8－1	手持ち機械の状況
様式8－2	機械リース元一覧
様式9－1	労務者の確保計画
様式9－2	工種別労務者配置計画
様式10	建設副産物の搬出地

様式11	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
様式12－1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
様式12－2	品質確保体制（品質管理計画書）
様式12－3	品質確保体制（出来形管理計画書）
様式13－1	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
様式13－2	安全衛生管理体制（点検計画）
様式13－3	安全衛生管理体制（仮設設置計画）
様式13－4	安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）
様式14	誓約書
様式15	施工体制台帳
様式16	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

重点調査様式（様式1～16）は、近畿農政局ホームページの「特別重点調査のための追加資料様式（特別重点調査に該当する者）」に掲示している。

(<http://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html>)

6 追加資料の提出時期

調査対象者（上記1及び2）は原則として、調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）に追加資料（様式1～12）または、特別重点調査のための追加資料（重点調査様式1～様式16）を提出すること。

また、追加資料の根拠等を示す資料も合わせ提出すること。

「和歌山平野農地防災事業 四箇井出島排水路建設工事」 技術提案課題

【課題 1】

夜間施工時の発進立坑部における騒音・振動等、周辺生活環境の影響への配慮について

《課題の背景と留意点》

本工事は、都市化の進んだ国道24号線及び市道四ヶ郷68号線下に、推進・シールド併用工法にて四箇井水路から松島樋門までの約1.1kmに排水管（φ2,200mm）を埋設するものである。

管渠工事（推進・シールド併用）にあたっては、昼夜連続施工（実働16時間）を予定しており、施工時に発生する騒音・振動は、主に立坑周辺が発生源と予想される。

そのため、住宅と近接する発進立坑部での夜間施工時における騒音・振動等、周辺生活環境の影響への配慮について提案を求めるものである。

なお、特別仕様書に示す騒音・振動対策の基準値超過を未然に把握するための対応は提案に含めるものとし、苦情対応に対する提案は求める提案の範囲外とする。

《発注者の標準仕様》

- ・特別仕様書第3章3. に示す作業時間の制限
- ・特別仕様書第4章3. に示す第三者に対する措置の各対策
- ・特別仕様書第5章2. に示す防音工（防音パネル）の設置
- ・特別仕様書第10章8. 管渠工に示す各内容
- ・特別仕様書第10章12. 泥濃式シールド工法の施工に示す各内容

オーバースペックの理由により評価しない技術提案

技術提案の審査対象となる提案のうち、提案を実施することによる改善効果は相当程度期待できるが、その必要性に対して過度なコスト負担を要する 技術提案（オーバースペック提案）と判断した場合は、他の技術提案と比較しより優位な評価をしない。

なお、オーバースペックと判断された提案についても、履行義務を負うものである。

評価しない事例：特別仕様書に示す以下に関する変更を含む提案

- ・特別仕様書第4章3（1）に示す測定頻度
- ・特別仕様書第10章8管渠工（1）に示す工法
- ・特別仕様書第10章8管渠工（3）に示す滑材の配合及び注入量
- ・特別仕様書第10章8（3）4）に示す裏込材の配合及び注入量
- ・特別仕様書第10章10（2）5）に示す水質監視に係る観測時期及び回数

- ・特別仕様書第11章 3 施工管理の追加に定めた規格値や測定基準の精度アップを伴う提案

「和歌山平野農地防災事業 四箇井出島排水路建設工事」
技術提案課題

【課題 2】

シールド施工区間における確実な線形管理に係る工夫について

《課題の背景と留意点》

本工事は、都市化の進んだ国道24号線及び市道四ヶ郷68号線下に、推進・シールド併用工法にて四箇井水路から松島樋門までの約1.1kmに排水管（φ2,200mm）を埋設するものであり、うちシールド区間延長は急曲線区間（R=15m）を含む約825mである。

発進立坑より急曲線手前のN0.8+93.595付近までは推進工法により施工し、以後、シールド工法に切り替え掘進していくが、急曲線部2か所を含めシールド区間は住宅密集地内を掘進し、民地と近接する区間が連続するなど、確実な線形管理を行う必要がある。

このことから、シールド施工区間における確実な線形管理に係る工夫について、提案を求めるものである

《発注者の標準仕様》

- ・ 特別仕様書第10章 8 管渠工に示す各内容
- ・ 特別仕様書第10章 9 覆工に示す各内容
- ・ 特別仕様書第10章 12 泥濃式シールド工法の施工に示す各内容
- ・ 参考図面に示すシールド工に関する各内容

オーバースペックの理由により評価しない技術提案

技術提案の審査対象となる提案のうち、提案を実施することによる改善効果は相当程度期待できるが、その必要性に対して過度なコスト負担を要する 技術提案（オーバースペック提案）と判断した場合は、他の技術提案と比較しより優位な評価をしない。

なお、オーバースペックと判断された提案についても、履行義務を負うものである。

評価しない事例：以下に関する変更を含む提案

- ・ 特別仕様書第10章 8 管渠工（3）に示す滑材の配合及び注入量
- ・ 特別仕様書第10章 8（3）4）に示す裏込材の配合及び注入量
- ・ 図示（既調査済）以外の位置での追加ボーリング調査の実施
- ・ あらかじめビット交換可能なマシンを導入する提案
- ・ 対外協議（道路、工業用水）を伴う公道上からの作業を要する対策の提案